

令和3年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 6月29日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番	山口 裕三	2番	松井 正一郎	3番	松崎 久範
5番	上野 光正	6番	坂元 洋子	7番	幸妻 正浩
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進委員

1番	橋口 卓史	2番	坂本 実	3番	橋口 昌央
5番	永友 定己	6番	小嶋 秀樹	7番	坂本 幸
8番	宮越 美秋				

4. 欠席委員
なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第28号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただいまから、令和3年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは始めます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、3番松崎久範委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日6月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、6月の業務報告についてでございます。

2日に市町村農業委員会会長及び事務局長会議が予定されておりましたが、

中止となっております。

3日から16日まで、第2回高鍋町議会定例会が開催されました。農業委員会の関係するものは、今回は補正予算の関係のみで、一般質問等はございませんでした。

続きまして、4日の高鍋町農業再生協議会の総会、同じ日の尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から書面議決となりました。

9日と10日につきましては、農業者年金業務担当者研修者がWeb形式で開催をされております。

同じく10日に、常設審議委員会が開催されまして、1件の案件を審議いただきました。結果といたしましては、農地法第5条第3項の規定による意見聴取について、「同意します。」ということで答申をいただいております。

24日に、水土里情報システムの基本操作研修会が開催をされました。

続いて25日になります。一般社団法人宮崎県農業会議の通常総会が開催をされました。

28日に、高鍋町新農業振興対策協議会の農政部会が開催をされました。案件は4件でございました。除外が2件、転用が1件、用途変更が1件ということでありました。

30日、明日、西都児湯市郡農業者年金受給者協議会の理事会と通常総会が書面議決で行われる予定となっております。

6月の総会関係でございますけど、21日と22日に現地調査を行いまして、本日29日が総会となっております。本日の総会終了後には、引き続き、宮崎県農業振興公社によります「農地売買等事業説明」が行われます。

続きまして、下の方の表になります。7月の業務計画でございます。

1日に、宮崎県農業者年金受給者協議会の総会が予定をされております。

8日、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会の総会に係る事前協議を行います。女性委員の方たちにお越しいただいて、ちょっと協議を事前にしとこうということで、開催をするものです。

13日と14日に、農地事務担当者研修会が行われます。

7月の総会関係でなります。21日に現地調査、今度は30日に総会を行うこととしております。

同じ30日は、先ほどちょっとお話しをしましたが、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会の総会と総会をした後に、農業経営改善等対策会議を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

7月の業務計画と6月の報告については、以上でございます。

[議長]

ただいまの報告について、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第28号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3ページをお開きください。議案第28号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年5月21日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 482㎡ ほか4筆

2番 令和3年5月24日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 373㎡

3番 令和3年6月3日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 391㎡ ほか4筆

4番 令和3年6月3日 貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 598㎡ ほか2筆

5番 令和3年6月14日 貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 7,761㎡

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

2番のところが3になっておりますけど、これページ番号ですので2番に。

はい。2番。

[2番]

番号の3番、4番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですけど、農地の所在地がかなり近いんですけど、どういう御関係なのか教えていただけますか。

[議長]

これ兄弟ということで。

[2番]

兄弟ですか。はい。分かりました。

姉妹ですね。

[議長]

そうそう。後ほど出てきます。

よろしいでしょうかね。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番と2番、2件につきましては、申出者は、別々の方ではありますが、農地の所在が隣接していることから同一のあっせん委員を指名いたします。

1番	売渡し	申し出	担当委員	8番	宮越	美秋	推進委員
			順番委員	2番	坂本	実	推進委員

2番	売渡し	申し出	担当委員	8番	宮越	美秋	推進委員
			順番委員	2番	坂本	実	推進委員

次の3番と4番、2件につきましては、申出者が姉妹であること、また、農地の所在が隣接していることから、同一のあっせん委員を指名いたします。

3番	貸渡し	申し出	担当委員	8番	宮越	美秋	推進委員
			順番委員	5番	永友	定己	推進委員

4番	貸渡し	申し出	担当委員	8番	宮越	美秋	推進委員
			順番委員	5番	永友	定己	推進委員

5番	貸渡し	申し出	担当委員	1番	橋口	卓史	推進委員
			順番委員	6番	小嶋	秀樹	推進委員

よろしく申し上げます。

続きまして、日程番号5、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18ページをお開きください。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 376㎡ ほか2筆

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの畑3筆、有償の所有権移転です。

現地は10号線から〇〇〇〇方面に上がり、〇〇の東側にあります。

申請地において3筆で7反弱の1枚の畑になっており、キャベツを耕作するにあたり、便利な土地となっています。

金額は反当〇〇〇〇円ということです。

以上で説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番。ありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。20ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の1の案件、1番の2の案件につきましては、同一の転用計画に基づく許可申請です。

申請者のうちの1人が小嶋秀樹推進委員本人である案件ですので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、小嶋秀樹推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

小嶋推進委員は、退室をお願いします。

【小嶋推進委員退室】

それでは、続けます。1番の1の案件、1番の2の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より、一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。

議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 1 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1 9 5 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は宅地分譲です。

1 番 2 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3 6 8 m² ほか1筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は宅地分譲です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。御説明を申しあげます。まず22ページの高鍋町全図というのを横に見てもらいますと、申請地というのがありますが、場所は10号線から〇〇〇〇交差点をずっと〇〇方面に行ってもらいますと、左側が〇〇、そして、右側に〇〇というのがあります。そこを北に約150mほど進んだところの三角地になります。23ページの申請地というところを見てください。

24ページを見ていただきますと、現況は畑が3筆あります。****番*が〇〇〇〇さん、****番*と****番*が〇〇〇〇さん所有で合わせて893m²で、現在いずれも休耕中であります。

この3筆をページ25のように区画を整えて分筆をして、分譲する予定となっております。

現在それぞれに枝が付いておりまして、それぞれの2番というのが、分筆して町道拡幅により、道路になる予定となっております。

その際に既設の排水路が今ありませんので、区画の間に排水管を設置して、

雨水等は町道側溝に繋ぎ込む予定で、これは町の建設管理課と協議がもうなされてるそうです。

汚水に関しましては、公共下水道が通っておりますので、それぞれに接続をする予定となっております。

なお、土地の購入費は坪単価で〇〇〇〇円ということで、これ一帯を造成費込みで〇〇〇〇円の見積もり、そして、それに伴う預金通帳の写しが添付してありました。

全額自己資金で対応予定ということであります。以上で説明を終わります。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

あと、土砂流出についての補足をさせていただきます。

宅地造成にあたり、申請地の周りが道路に接しており、購入者がどこを進入路にするか分からないため、道路との境にブロックはしないということです。

ブロックをしない代わりに、土砂が流出しないように、道路に接する面は、道路から1m幅は、埋め土を道路よりか低くするという事です。

すみません。続けます。万一問題が生じた際は、責任をもって対処するとの確約書が添付されておりますので、問題はないかと思われれます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[事務局]

すいません。補足をちょっとさせてください。

今言いましたその境界、いわゆる道路から1mの幅はいったん下げとくというのは、間口がはっきりしないので、ブロックをついてないと、買い主が決ま

った後にブロックを入れて、当然宅地造成するので、道路より高くなると思われるんですけど、その時点で水路等に全部流す、雨水につきましては。

現状の買い主が決まらない間は、その当然先ほども説明にありました、町道の側溝という辺りに流し込みようがないので、全部土砂とか流れ込むといけな
いので、いったん周りのほうは低くしとくということで、造成っていかいわ
ゆる建築が始まる時には、ちゃんとそういう整備をするということまで河野
木材さんがされるということです。

25ページの地図を見て、それから図の計画書を見ていただくと分かるん
ですけど、区域がD、E、Fになっていると思います。この三角形のところ。黄
色い線の入ってる方ですね。

左側の上の三角にA、B、Cというのがあると思います。計画的にはこの左
側の方が今回うちの転用案件とは違いますけど、ここ辺り一帯のまとめた宅地
の造成と道路にそれぞれ基層をされて、町道として整備をされるということで、
この左側の図面と右側の実際のうちの今回の転用案件の3筆部分に関連があり
ますので、その図面となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、これに関して、御意見、御質問はございま
せんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番の1の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手
を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いた
しました。

1番の2の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手
を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いた
しました。

小嶋秀樹推進委員は、席へお戻りください。

【小嶋秀樹推進委員入室】

はい。それでは続けます。

日程番号7、議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が坂元洋子委員の同居の親族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、坂元洋子委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

坂元洋子委員は、退室をお願いします。

【坂元洋子委員退室】

続けます。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページを御覧ください。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 609㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子さんで、お2人は現在、共同申請で認定農業者です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から南に約20m先を左折していただいて、約100m先の右側になります。

農地は耕耘はされてました。私が見に行ったときは。一応甘藷を植える予定だそうです。

金額は約609㎡で、〇〇〇〇だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

坂元洋子委員は、席へお戻りください。

【坂元洋子委員入室】

それでは、続けます。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 750㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。公益社団法人宮崎県農業振興公社さんから農地中間管理事業、一時貸し付けタイプを使つての〇〇〇〇さんへの有償移転です。

平成 28 年 4 月から〇〇〇〇との貸借契約の基、〇〇〇〇さんが作付けして 4 年 10 か月後に購入するものです。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で干し大根、甘藷、里芋、ごぼう等を栽培されています。

申請地は〇〇線の〇〇を右へ曲がり、十字路を過ぎて 350 m 先の北側へ 200 m ほどの農地です。

現地を確認したところ、****番*と****番*の 2 筆が 1 枚の畑で、甘藷が栽培されていました。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よつて本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 733 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転の申請です。2 人は〇〇の方です。

申請地は〇〇字〇〇****番*、1 筆。場所は県道〇〇号〇〇線側で高鍋〇〇との県境を少し〇〇に入ったところの県道沿いから〇〇側に東側に曲がり、4、500mほど走った道左側の畑、3,733㎡です。現地を確認したところ、除草剤で草枯らしはされていましたが、耕運等はされておりませんでした。

取引価格はすべてで〇〇〇〇円の現金一括ということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27 ページを御覧ください。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 284㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇 ほか2名

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんほか2名から〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

申請地は、大字〇〇字〇〇の1筆で、〇〇から南東へ200mほど行った細長い田んぼです。東隣は〇〇〇〇さんのハウスがあります。〇〇〇〇さんからの同様の申し出があり、今まで長年に渡り、〇〇〇〇さんが作付けされていまして、〇〇〇〇さんに贈与することになりました。

現地を確認したところ、西に隣接する〇〇〇〇さんの所有の田んぼと一緒に飼料稲が作付けされていた状態でした。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました

次に、利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28ページを御覧ください。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 264㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の

再設定です。

申請地は〇〇から前の道路を東へ100mほど行った、右側に申請地はございます。現状は早期水稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、露地野菜を中心とした早期水稲などを栽培をされています。

期間は1年で、賃借料は10a当り10kgだそうです。以上です。

[議長]

はい。2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 628㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の新規の設定です。

申請地は〇〇を東へ100mほど行き、北へ100mほど行ってそこをまた東側に50mほど行ったところにあります。現状は早期水稲が植えてありました。

期間は1年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 9 1 4 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

申請地は、大字〇〇字〇〇地区の1筆で、町の〇〇から東へ150mほど行ったところの田んぼです。

今年からの耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんは町内で幅広く飼料用稲藁を栽培されています。

現地を確認したところ、作付け準備のための耕運が両サイドの田んぼと一緒になされた状態でした。近日中に田植する予定だそうです。

また、賃借料は使用貸借でありますので、無償で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。29ページを御覧ください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 4 4 0 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への新規の利用権設定です。

申請地は大字〇〇地区の 1 筆で国道 10 号線〇〇のすぐ北のビニールハウスの 4 棟の農地です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇さんです。〇〇さんは町内で、ハウス園芸等幅広く栽培されています。

今までは農地法での契約でした。農地中間管理事業での契約を検討されましたが、1 年間での契約としたいため、強化法での貸借契約とするものです。現地を確認したところ、スイートコーンが栽培されていまして、収穫済みでした。

賃料は 10 a 当り〇〇〇〇円で、契約期間は 1 年間だそうです。以上です。

[議長]

次の 5 番と 6 番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、どちらも公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者についての説明は省略いたします。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 768 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地は先ほどの箇所のすぐ西側にあります。ハウスの 3 棟の農地です。先ほどよりかちよつと西側になりますけども。

今の耕作者は、先ほどの〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、〇〇、〇〇、〇〇等が栽培されていました。

また賃料は 10 a 当り〇〇〇〇円で、契約期間は 5 年間だそうです。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 639㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての宮崎県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地は先ほどの土地のすぐ南側になります。3 筆の農地で、2 筆はビニールハウス 8 棟の農地で、1 筆は畑状態になっております。

今の耕作者は先ほどの〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、ハウスの4棟につきましては、ピーマンが栽培されており、後の4棟は作付け準備がされておりました。また、1番西側の農地は玉ねぎの収穫が終わった状態でした。

また賃料は10a当り〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から6番まで、6件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から6番まで、6件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労様でした。

(閉会 14時41分)